

富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

I 制定趣旨

平成30年人事院勧告等に伴い一般職の職員の勤勉手当が引き上げられ均衡化されたことにより、富士見市特別職報酬等審議会の意見を踏まえて、条例を改正するもの

- ① 期末手当の支給月数（割合）を0.05月引き上げ

II 条例の主な改正内容

1 第6条第2項の改正

- (1) 期末手当の支給月数（割合）の変更及び均衡化

区分		6月期	12月期	合計月数
平成30年度	期末手当	1.90月	2.15月	4.05月
平成31年度から	期末手当	<u>2.05月</u>	<u>2.05月</u>	<u>4.10月</u>

III 施行日関係

平成31年4月1日から施行

富士見市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例16号）新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びこの月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の205</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びこの月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合においては100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p>